



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
 代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
 (コード番号 6957 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
 電 話 番 号 048-615-4000

**YAGEO Electronics Japan 合同会社による
 当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ**

当社は、YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）が2025年5月8日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025年5月8日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリース」といいます。）で公表した、当社を YAGEO が設立した中間持株会社である YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といい、YAGEO 及び YAGEO Electronics Japan を含む YAGEO の子会社を総称して「YAGEO グループ」といいます。）の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「YAGEO 取引」といいます。）の一環として、YAGEO Electronics Japan が2025年5月9日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）に関して、2025年5月21日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO 公開買付けに対して意見の表明を留保することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025年5月1日付 ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、2025年5月1日に開催された当社取締役会において、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）に関して、取締役全員の一致によりミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議しておりましたが、2025年5月21日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議いたしました。

当該決議の詳細につきましては、2025年5月21日に別途公表いたしました「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」（以下「2025年5月21日付ミネベアミツミ意見変更プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

1. YAGEO Electronics Japan（公開買付者）の概要

(1) 名 称	YAGEO Electronics Japan 合同会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区西神田3丁目8番1号
(3) 代表者の役職・氏名	業務執行社員 ヤゲオ・コーポレーション 職務執行者 チェン・イエン・スン 職務執行者 ヤン・ウェン・シャン 職務執行者 チャン・トーマス・ティエン・チェン
(4) 事 業 内 容	(1) 有価証券の保有及び管理、企業の経営管理に関するコンサルティング、並びに会社の株式又は持分の保有による当該会社の事業活動の支配及び管理 (2) 前号に付帯関連する一切の事業
(5) 資 本 金	50 万円

(6) 設 立 年 月 日	2025 年 2 月 6 日	
(7) 大株主及び持株比率	YAGEO	100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	YAGEO Electronics Japan の親会社である YAGEO は、当社株式 1,000 株（所有割合：0.01%）を所有しております。（注 1）	
人 的 関 係	当該事項はありません。	
取 引 関 係	当該事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該事項はありません。	

（注 1）「所有割合」とは、当社が 2025 年 2 月 10 日に公表した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（15,559,730 株）から当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（483,047 株）（但し、同日現在において役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」といいます。）が所有する当社株式 169,050 株を含みます。）を控除した株式数（15,076,683 株）に対する割合（小数点第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、6,200 円（以下「YAGEO 公開買付価格」といいます。）

3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（1）YAGEO 公開買付けに関する意見の内容

当社は、2025 年 4 月 10 日開催の取締役会において、下記「（2）YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO 公開買付けが開始された場合には、YAGEO 公開買付けに対して反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

また、当社は、ミネベアミツミ公開買付け又は YAGEO 公開買付けが開始される時点で、改めて、本特別委員会（下記「（2）YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）に対して、本特別委員会が 2025 年 4 月 10 日付で当社取締役会に対して提出した答申書（以下「2025 年 4 月 10 日付答申書」といいます。）の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問（以下「追加諮問事項」といいます。）した上で、その意見を踏まえ、改めてミネベアミツミ公開買付け又は YAGEO 公開買付けに関する意見表明を行うことを予定しておりました。

その後、2025 年 4 月 17 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 4 月 17 日付 YAGEO 買付条件変更プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、当社は、YAGEO から YAGEO 公開買付価格を 4,300 円から 5,400 円に変更する旨の連絡を受領しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 18 日に、ミネベアミツミに対して、ミネベアミツミ公開買付けにおける公開買付価格（以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。）4,500 円の再検討に係るミネベアミツミの意向を確認する内容のレター（以下「4 月 18 日付要請書」といいます。）を送付いたしました。

その後、当社は、2025 年 4 月 22 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2025 年 4 月 22 日付ミネベアミツミ公開買付け進捗状況プレス

リリース」といいます。)において公表しましたとおり、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の条件について検討を行っている旨の連絡を受領しました。

また、当社は、2025年4月23日に、当社が2025年6月16日に開催することを予定している第67回定時株主総会の基準日株主から、2025年4月21日の経過時点までに、株主提案権の行使として、当社の株主に対する剰余金の配当に関する提案が行われなかったことを、ミネベアミツミに連絡いたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025年4月30日に、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ公開買付け価格を5,500円とする連絡を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、ミネベアミツミ公開買付け価格を5,500円とすることで応諾する旨の回答をいたしました。

当社は、2025年4月10日に、本特別委員会に対し追加諮問事項を諮問し、2025年4月16日から2025年4月30日までに開催された計6回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引(下記「(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由」において定義します。以下同じです。)及びYAGEO取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025年4月17日に株式会社アドバンテッジパートナーズ(以下「AP」といいます。)又はAPが指定するAPのグループ会社(以下、APと総称して「APグループ」といいます。)に対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEOから当社に対する2025年4月21日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は追加諮問事項について、慎重に検討した結果、2025年5月1日付で、当社の取締役会に対して、本特別委員会が提出した2025年4月10日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書(以下「追加答申書」といいます。)を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025年4月17日から同月18日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025年5月1日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に2025年4月10日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025年5月1日に、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議するとともにYAGEO公開買付け予定に対する当社の従前の意見に変更がないことを確認いたしました。

なお、上記取締役会決議は、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、YAGEOが、2025年5月8日付YAGEO公開買付け開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO公開買付けが2025年5月9日より開始しており、YAGEOはYAGEO公開買付け価格を、2025年4月17日付でYAGEOが公表しておりました5,400円から、6,200円に引き上げております。

これを受けて、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」(以下「企業買収行動指針」といいます。)を踏まえ、「株主の利益にとって

適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断すべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、ミネベアミツミ取引が、YAGEO 取引に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はありません。以上の事情を踏まえると、当社としては、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。一方で、ミネベアミツミ公開買付価格 5,500 円が、YAGEO 公開買付価格 6,200 円を下回っていることから、当社及び本特別委員会は、ミネベアミツミに対して、2025 年 5 月 12 日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025 年 5 月 16 日に、ミネベアミツミから、YAGEO 公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

この点については、当社としても、YAGEO が公表した 2025 年 2 月 5 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「YAGEO 予告公表プレスリリース」といいます。）に記載されていた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO 取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO 取引については当社との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えております。

そして、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、2025 年 5 月 9 日付で YAGEO Electronics Japan が提出した公開買付届出書（以下「YAGEO 公開買付届出書」といいます。）等の内容を踏まえ、当社と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしました（具体的な質問内容については、別紙をご参照ください。）。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025 年 5 月 21 日に、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする追加答申書（以下「2025 年 5 月 21 日付追加答申書」といいます。）を提出いたしました。

そして、当社は、2025 年 5 月 21 日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、2025 年 5 月 21 日付ミネベアミツミ意見変更プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社が YAGEO 公開買付けに対して意見の表明を留保するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

当社は、2024 年 10 月 11 日に YAGEO から三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）経由で面談の打診があり、具体的な提案内容を伴ったものではなく、特に YAGEO との間で協業を行う必要性を認識させる内容ではなかったため、面談を口頭で断りました。また、2024 年 11 月 4 日に、当社は YAGEO から面談を依頼する旨のレターを受領しましたが、YAGEO の事業ビジョンの共有、市場のダイナミクスに関する一般的な意見交換等を求めるものであり、具体的な提案内容を伴った面談依頼ではなく、その必要性が認められなかったため、2024 年 11 月 26 日に、書面にて、面談を断る旨の回答をいたしました。その後、当社は、2024 年 12 月 30 日に YAGEO より当社取締役会の賛同のもと、当社株式の全てを現金で友好的に買収する内容の提案（以下「YAGEO 提案」といいます。）が記載された法的拘束力を有しない意向表明書を受領し、2025 年 1 月 9 日に、YAGEO に対して、YAGEO 提案について、適切に検討を行う旨の回答をいたしました。その後、当社は、2025 年 1 月 13 日に、YAGEO より面談依頼及び 2025 年 2 月 5 日に友好的な公開買付けを公表することに向けて当社と独占的に協働することを期待する旨のレターを受領しました。当社は、2025 年 1 月 6 日に、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任しました。2025 年 1 月 16 日に、改めての面談を依頼する旨のレターを受領しました。当社は、その後、同じく 2025 年 1 月 16 日に、YAGEO に対して、面談にあたっては、情報管理の観点から守秘義務契約の締結を求める旨のレターを送付し、2025 年 1 月 22 日に、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選任しました（なお、北浜法律事務所及び野村証券は AP グループからも独立したアドバイザーです。）。また、当社は、同じく 2025 年 1 月 22 日に、YAGEO に対して、守秘義務契約書案を送付しました。その後、YAGEO は、2025 年 1 月 24 日に、YAGEO のアドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券を通じて、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券に対して、YAGEO が依頼している面談の趣旨が YAGEO により YAGEO 提案を直接説明することにより、当社から情報を受領することが目的ではないため、守秘義務契約を締結せずに面談することを依頼する旨の連絡がありました。しかしながら、当社としては、当社が上場会社であり、面談の中で当社の情報が提供される可能性もあることから、野村証券を通じて、YAGEO との面談に当たり当社の情報を提供する可能性がある以上は情報管理の観点から守秘義務契約の締結が必要である旨を、2025 年 1 月 24 日に再度連絡しました。なお、当該連絡において、当社は、守秘義務契約書案に対する YAGEO の修正提案を受けない旨の言及は一切行っておりません。

しかしながら、YAGEO は、守秘義務契約書案に対する具体的な交渉を一切行わず、事前の当社への連絡なく、2025 年 2 月 5 日に YAGEO 予告公表プレスリリースを公表しました。

当社は、YAGEO 提案及び YAGEO 予告公表プレスリリースの内容について、慎重に検討してまいりました。

具体的には、当社は、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025 年 2 月 11 日に、取締役会決議により、阿部功氏（当社独立社外取締役）、片岡麻紀氏（当社独立社外監査役）及び社外有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）の 3 名によって構成される、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社のいずれからも独立した、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答

申書の取得」をご参照ください。)を設置しました(なお、本特別委員会はAPグループからも独立しております。)。なお、当社は、機動的な委員会運営等の観点から、一部の社外役員については、委員に選任せず、外部有識者である柴田堅太郎氏については、弁護士としての専門的知見、他社の社外取締役としての豊富な経験・知見、及び同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有していることから、当社は、同氏を委員として選任しました。また、北浜法律事務所及び野村證券は、本特別委員会からいずれも独立性及び専門性に問題がないとして、承認を受けております。また、2025年2月25日に、本特別委員会は、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザーとして、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を選任いたしました(なお、山田コンサルはAPグループからも独立したアドバイザーです。))。

その後、2025年2月14日付「YAGEO Corporationによる書簡受領のお知らせ」において公表しましたとおり、2025年2月13日付で、YAGEOより、当社が2025年2月5日付で公表した「YAGEO Corporationによる当社株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容に関するレターを受領し、2025年2月26日付「YAGEO Corporationに対する「質問状」の送付に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、本特別委員会と協議の上、YAGEO取引の検討にあたり必要と考える情報の提供を要請する「ご質問状」(以下「YAGEO 第一次質問状」といいます。)をYAGEOに対して送付いたしました。その後、当社は、2025年3月6日に、YAGEOからYAGEO 第一次質問状に対する回答書(以下「YAGEO 第一次回答書」といいます。)を受領し、2025年3月19日付「YAGEO Corporationに対する「質問状(2)」の送付に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、本特別委員会と協議の上、YAGEO取引の検討にあたり必要と考える情報の提供を改めて要請する「ご質問状(2)」(以下「YAGEO 第二次質問状」といいます。)をYAGEOに対して送付いたしました。その後、当社は2025年3月26日に、YAGEOからYAGEO 第二次質問状に対する回答書(以下「YAGEO 第二次回答書」といいます。)を受領しました。また、2025年3月28日にYAGEOが「(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」(以下「2025年3月28日付YAGEO訂正予告公表プレスリリース」といいます。))において公表しましたとおり、YAGEOはYAGEO公開買付けにおける公開買付者として、YAGEO Electronics Japanを設立した旨、ドイツ及びオーストリアにおける競争法に関する届出が必要かどうか評価できていないものの、念のため当該届出を実施し、YAGEO取引の実行にあたり必要となる台湾国外の競争法の手続が全て完了し、又はYAGEO公開買付けの公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれるとYAGEOが判断していることをYAGEO公開買付けの前提条件とすることを決定した旨、及びYAGEO予告公表プレスリリースにおいてYAGEO公開買付価格について第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していない旨の記載がされておりましたが、YAGEOは台湾における法規制等に従ってYAGEOの株主への説明責任を果たす観点から、YAGEO及び当社から独立した第三者算定機関である信佑聯合會計師事務所からYAGEO公開買付価格である4,300円がYAGEOの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の提出を求め、2025年2月5日付で同意見書を取得していた旨の修正をしたとのことです。その後、当社は2025年3月28日に当社はYAGEOとの間で守秘義務契約を締結した上で、2025年4月2日付「YAGEO Corporationとの面談実施に関するお知らせ」において公表しましたとおり、2025年4月2日に当社及び本特別委員会はYAGEOとの間でYAGEO取引に関する面談(以下「YAGEO面談」といいます。)を実施し、YAGEO取引から想定されるシナジーの内容、YAGEO 第一次質問状及びYAGEO 第二次質問状における回答内容の補足説明等に関する質疑応答を行いました。

他方で、YAGEO提案の受領以降、当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、経済産業省が2023年8月31日に公表した企業買収行動指針を踏まえ、マーケット・チェックに関する検討を開始し、2025年1月中旬以降、複数の潜在的な候補者として、事業会社9社に対して、YAGEO提案に対する対抗提案として当社の完全子会社化に関する打診を行いました。その後、2025年2月17日に、ミネベアミツミからYAGEO提案に対する対抗提案としての法的拘束力を有しない意向表明書(以下「ミネベアミツミ意向表明書①」といいます。)を受領しました。当社は、ミネベアミツミ意向表明書①が、具体性・目的の正当性・実現可能性の認められる「真摯な買収提案」とであると判断

し、ミネベアミツミからのデュー・ディリジェンスの実施の依頼に基づき、一定の資料の提供や質問への回答の対応をいたしました。

その後、当社は、2025 年 3 月 28 日にミネベアミツミから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社の株主をミネベアミツミ及び株式会社アドバンテッジパートナーズ又は AP が指定する AP のグループ会社のみとするための取引（以下「ミネベアミツミ取引」といいます。）を 2025 年 4 月 10 日に公表し、2025 年 4 月 23 日からミネベアミツミ公開買付けを開始し、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の期間を 22 営業日とする旨、所有割合の 50.01%をミネベアミツミ公開買付けの下限とする旨、及びミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の価格を 4,300 円とする旨の法的拘束力を有する意向表明書（以下「ミネベアミツミ意向表明書②」といいます。）を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 28 日にミネベアミツミの提示する公開買付価格は、当社の企業価値を十分に勘案すると、当社の企業価値を十分に反映しておらず、YAGEO 公開買付価格と同額であり、当社の少数株主の利益に十分配慮された価格とはいえないと判断し、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 29 日にミネベアミツミから、公開買付価格を 4,500 円とする旨の返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 29 日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 31 日にミネベアミツミから、公開買付価格を 4,600 円とする旨の返答書（以下「3 月 31 日付返答書」といいます。）を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 1 日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。

また、本特別委員会は 2025 年 4 月 1 日に、ミネベアミツミに対して、ミネベアミツミ取引に関する理解を深めるため、対面でミネベアミツミ取引から想定されるシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました（以下「4 月 1 日付ミネベアミツミ面談」といいます。）。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 3 日に、ミネベアミツミから、公開買付価格を 3 月 31 日付返答書と同じ、4,600 円とする返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 4 日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 7 日に、ミネベアミツミから、2025 年 4 月 2 日の米国追加関税措置の発効及び相互関税の発表（以下「米国関税措置」といいます。）に伴い、マクロ経済環境の悪化リスク及びそれに伴う当社が作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の達成に関する不確実性等を総合的に勘案した結果として、公開買付価格を 4,400 円とする返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 8 日に、ミネベアミツミに対して、相互関税が当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であり、法的拘束力のある提案以降に行われた価格交渉ということを踏まえても、提案価格を引き下げる合理的な説明は難しく、4,600 円以上の公開買付価格を提案いただきたい旨の再提案を要請いたしました。その後、同じく 2025 年 4 月 8 日に、本特別委員会は、ミネベアミツミと面談（以下「4 月 8 日付ミネベアミツミ面談」といいます。）を実施し、ミネベアミツミに対して、当社事業の中長期的な見通し、引き下げ価格の根拠及びミネベアミツミ公開買付けの成立蓋然性に、米国関税措置が与える影響について、質問を行い、ミネベアミツミから、米国関税措置が製造業全般に与える影響は短期的なものであるとは現時点は判断できないため、ミネベアミツミ株主への説明責任から、価格引き下げの提案に至った旨、一方で、当社への評価としては、突出した技術力に基づく中長期的な競争力の評価及びシナジーへの見込みは何ら変わらず確信しており、当社を子会社化したいという意向を強く持ち、対抗提案がなされた場合には更なる価格引き上げの意思がある旨、並びに具体的に、AP との共同投資は対抗提案時の価格引き上げを見据えた方針であり、既に条件面は合意に至っており、米国関税措置の影響がミネベアミツミ公開買付けの成立の蓋然性を損なうことはない旨の回答がなされました。また、当社及び本特別委員会は、4 月 8 日付ミネベアミツミ面談において、ミネベアミツミから、公開買付価格を 4,500 円とする返答書（以下「4 月 8 日付返答書」といいます。）を受領しました。当該

公開買付価格は、ミネベアミツミから 2025 年 4 月 3 日に提案された 4,600 円に対し 2.17%減額された金額ですが、当社及び本特別委員会は、(i) 米国関税措置が公表された 2025 年 4 月 2 日の翌営業日である 2025 年 4 月 3 日から 2025 年 4 月 9 日までの当社株式の VWAP（売買高加重平均価格）は 4,244 円であり、2025 年 4 月 2 日終値に対して-3.87%の水準であること、(ii) 米国関税措置によって、当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が 2025 年 4 月 3 日に公表したレポート「相互関税」による日本の実質 GDP への影響は最大で▲1.8%」（著者：経済調査部 シニアエコノミスト 久後 翔太郎、経済調査部 エコノミスト 秋元 虹輝）によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質 GDP は短期的には 0.6%（2025 年）、中期的には 1.8%（2029 年）程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去当社がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した 2020 年 3 月期や 2023 年 3 月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し当社の売上高が実質 GDP の下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられること、及び (iii) ミネベアミツミとのこれまでの価格交渉の経緯及び 4 月 8 日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえると 2025 年 4 月 9 日時点でさらに高い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえ、4 月 8 日付返答書における公開買付価格 4,500 円は不合理な提案価格の引き下げではないと考えたことから、2025 年 4 月 9 日に、ミネベアミツミに公開買付価格を 4,500 円とすることで応諾する旨の回答をいたしました。

当社は、YAGEO 予告公表プレスリリース、YAGEO 訂正予告公表プレスリリース、YAGEO 第一次回答書、YAGEO 第二次回答書及び YAGEO 面談の内容並びにミネベアミツミ意向表明書①、ミネベアミツミ意向表明書②、4 月 1 日付ミネベアミツミ面談及び 4 月 8 日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえつつ、YAGEO 公開買付け予定の内容及びミネベアミツミからの提案内容を慎重に比較検討してまいりましたが、当社はミネベアミツミからの提案価格が当社株式 1 株あたり 4,500 円と YAGEO 公開買付価格 4,300 円と比較して高く、取引成立に向けた蓋然性及び中長期での企業価値への影響のいずれの観点からも YAGEO と比較して優れていると考え、当社は、ミネベアミツミ公開買付け及びミネベアミツミ取引が、以下のとおり当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

すなわち、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO は、(ア) 製品ポートフォリオの強化、(イ) 主要なエンドマーケットにおける市場機会の捕捉、(ウ) 当社の NTC サーミスタのグローバルでの販売拡大、(エ) より長期の、デザインインベースかつ収益性の高いビジネスの獲得、(オ) センサ及び回路保護プラットフォーム全体の設計と開発、及び(カ) 成長投資の加速を想定されるシナジーを考えているとのことですが、(ア) については、受動部品を中心とする YAGEO の電子部品やセンサ製品が当社の製品ラインナップに入ることについて、製品ポートフォリオが強化されること自体は否定できないものの、当社の製品は主に機械部品や機械加工品に組み込まれて使用され、プリント基板上に実装される YAGEO の受動部品と同時に使用されることは基本的にないことから、当社としては、シナジー効果は乏しく、また、カスタム製品を顧客と共に設計段階から作り上げていく当社と、汎用品を主に扱う YAGEO では求められる技術が異なり、技術面におけるシナジーは限定的であると考えております。(イ) については、YAGEO 提案において示されている YAGEO の主要顧客の多くは既に当社と取引関係があり、また顧客窓口がサプライヤーや部品によって専門化、細分化される傾向がある中、受動部品中心の YAGEO と当社では顧客窓口も異なることが多いと想定され、仮に YAGEO の主要顧客に当社にとっての新規顧客となり得る取引先があった場合であっても、顧客窓口が異なるため当社による新規開拓に繋がらないと考えております。

(ウ) については、当社は近年、独自に欧米市場の開拓に注力しているところ、特に欧州ではシェアの拡大が既に実現してきておりますが、当社製品は顧客とのすりあわせによりカスタム製品を製造・販売することに特徴があるため、当社製品や技術に十分知見を持った当社の担当者が顧客と協働することが重要であり、YAGEO の営業担当者が単独で販売できるものではなく、また、当社製品や技術についての共有・教育を YAGEO の営業担当者に行うとしても一定のコスト・期間がかかることが見込まれ、現在当社が進めている欧米市場の開拓が YAGEO との提携により加速する可能性は低いと考えております。(オ) については、当社製品が回路保護プラットフォームとして使用されることは基本的にないことから、YAGEO が

提案する YAGEO のセンサ事業及び回路保護事業と当社との統合について明確なメリットを見出せておりません。

また、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO 取引後の経営方針として、YAGEO は当社の経営体制を、今後当社と協議の上で決定し、当社が 2024 年 5 月 20 日に公表した当社の中期経営計画に記載されている（ア）製品開発、（イ）生産性の向上及び（ウ）マーケティングのそれぞれに同意し、それらを実現するための支援をするとのこと。しかしながら、（ア）製品開発については、上記のとおり、当社と YAGEO の取り扱う製品の特徴として、当社製品がカスタム品であり機械製品に組み込まれて使用されることが多いのに対し、YAGEO 製品は汎用品であり電気回路に使用されることが多く、それぞれ特徴が全く異なり、YAGEO 第一次回答書、YAGEO 第二次回答書、YAGEO 面談においても、一般論としての説明に留まる回答内容であったため、製品開発に関して具体的にどのような支援を受けることが可能なのか不明瞭であると考えております。また、YAGEO のセンサ事業と回路保護事業を当社に統合し、当社が回路保護事業全体を設計、開発するとの YAGEO 予告公表プレスリリース中の提案についても、第一次回答書においては、今後の検討事項の一つに過ぎないとされており、買収後の経営体制について YAGEO は明確かつ一貫した考えを有していないと考えられます。また、（イ）生産性についても YAGEO の長年の経験を当社に還元できる旨の一般的な記載に留まり、具体的な支援内容について回答を得られておらず、両者製品の特徴の違いから、YAGEO の汎用品の大量生産モデルにおける生産技術が、当社における材料からの垂直生産によりカスタム品を手作業での工程も含めて生産する生産技術に応用できる可能性は高くないと考えております。なお、当社製品は、拠点によって素材の調合比率が変動すること、及び生産拠点の移転によって、顧客からの再承認が必要となり、また既に海外で製造できる工程については海外に移転済であることから、現時点では、生産性向上に関するシナジーについては限定的であると評価しております。

（ウ）YAGEO がグローバルに有するマーケティングネットワークを活用して当社の製品の販売を拡大するという考え方に対しては、前述のとおり、その効果は限定的であると考えております。

さらに、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO 取引後の当社のブランドについても、YAGEO は、ブランドを維持する方針も含めて慎重に検討するとのことですが、同じく YAGEO 予告公表プレスリリースに記載されているとおり、過去 YAGEO が買収した企業は、原則的に社名に「YAGEO」を付しており、当社が築き上げてきたブランドを維持できるとは必ずしも言えないと考えております。

YAGEO 取引により、YAGEO との連携が想定される点としては、物流の効率化が考えられ、YAGEO グループがグローバルに有する物流網を活用することで当社の物流コストを削減できる可能性があります、当社製品のサイズは小さいため物流の効率化によるコスト削減効果は非常に小さいものであると考えられます。

他方で、当社の事業が悪影響を受ける点として、地政学的リスクの増大が挙げられます。具体的には、台湾有事等の中国に関する地政学的リスクもあり、当社が台湾企業の傘下になることは、当社事業を中長期的に維持、発展させる上で、当社の従業員や取引先に対しても漠然とした将来についての懸念や不安を与えることは否定できないと考えております。また、当社は近年米国における売上高の順調な拡大を実現しており、今後も大きな成長余地があると考えておりますが、特に北米においては経済安全保障上の懸念を考慮し、顧客企業が当社製品を含む調達先を慎重に決定しているケースが多く、YAGEO 取引が実現し当社が台湾企業の傘下となった後は、成長が見込まれる北米市場において相応のシェアを取り逃がす可能性もあると考えております。また、経済安全保障対応として YAGEO の北米拠点を活用して生産をしたとしても、販売先から製造過程に中国での生産プロセスが含まれている場合は、納入ができない場合も増えており、当社が台湾企業とみなされることで現在受注している契約や既存取引先を失うリスクも相応にあると考えております。また、外国企業であり、カタログ品の製造販売を中心に、M&A ロールアップ戦略を通じて急速に拡大してきた YAGEO の企業文化は、開発段階から使用環境や温度域について顧客と十分に打ち合わせを行い、課題を解決しながらニーズに即した独自設計のニッチ製品を提供してきた当社の企業文化と大きく異なる可能性が高く、上記の地政学的リスクと相まって従業員等の人材喪失リスクの懸念があること、また、取引先についても、地政学的リスクの増大に加え、企業経営方針が異なる外国企業が親会社になることから従前の取引関係が維持されない可能性があると考えております。

したがって、当社としては、YAGEO 取引が当社の企業価値向上に資するものではない可能性があると考え

えております。他方で、2025 年 4 月 10 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025 年 4 月 10 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、ミネベアミツミ取引は当社の企業価値の向上に資するものであると考えております。これらを踏まえ、ミネベアミツミ取引による方が YAGEO 取引より当社の発展可能性が大きく、より一層、当社の企業価値を向上させていくことができると考えました。

また、2025 年 4 月 10 日時点のミネベアミツミ公開買付価格 4,500 円は、2025 年 4 月 10 日時点の YAGEO 公開買付価格 4,300 円を上回っており、ミネベアミツミ公開買付けは YAGEO 公開買付けよりも株主の皆様利益に資する取引条件が定められていることから、当社は企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の観点からも、ミネベアミツミ取引は YAGEO 取引よりも望ましいと考えました。

以上より、当社は、2025 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において、2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨を取締役全員の一致により決議しました。また、YAGEO 公開買付けが開始された場合、YAGEO 公開買付けは、取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨することを決議したミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるため、当社は、2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見として、YAGEO 公開買付けに対して、反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議しておりました。ミネベアミツミ公開買付けに対する 2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見については、2025 年 4 月 10 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 16 日に、ミネベアミツミに対して、2025 年 4 月 9 日の米国関税措置の 90 日間の一時停止措置によって、マクロ経済環境や本事業計画に対するマイナス影響がより不透明になったことを受け、公開買付価格を、4,500 円を超える金額とするように再考いただきたい旨の要請書を送付いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 17 日に、ミネベアミツミから、米国関税措置の 90 日間の一時停止措置後に上乗せ税率が適用される可能性も十分あること等の理由から、公開買付価格を引き上げることは困難である旨の返答書を受領しました。

また、同日に、2025 年 4 月 17 日付 YAGEO 買付条件変更プレスリリースにおいて公表しましたとおり、当社は、YAGEO から YAGEO 公開買付価格を 4,300 円から 5,400 円に変更する旨の連絡を受領しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 18 日に、ミネベアミツミに対して、4 月 18 日付要請書を送付いたしました。

その後、当社は、2025 年 4 月 22 日付ミネベアミツミ公開買付け進捗状況プレスリリースにおいて公表しましたとおり、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の条件について検討を行っている旨の連絡を受領しました。

また、当社は、2025 年 4 月 23 日に、当社が 2025 年 6 月 16 日に開催することを予定している第 67 回定時株主総会の基準日株主から、2025 年 4 月 21 日の経過時点までに、株主提案権の行使として、当社の株主に対する剰余金の配当に関する提案が行われなかったことを、ミネベアミツミに連絡いたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 30 日に、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ公開買付価格を 5,500 円とする連絡を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、ミネベアミツミ公開買付価格を 5,500 円とすることで応諾する旨の回答をいたしました。

また、当社は、ミネベアミツミに対して、2025 年 5 月 1 日、ミネベアミツミ公開買付けの開始時点において、当社が同日に公表するミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引に関する事項を除き、当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）以下「法」といいます。）第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）並びに当社の株券等の公開買付け等に関する事実（法第 167 条第 2 項に定めるものをいいます。）で当社が公表（法第 166 条第 4 項又は 167 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものを認識していない旨の報告をいたしました。

これらにより、当社は、ミネベアミツミから、今般、ミネベアミツミは、2025 年 5 月 1 日までに、ミネベアミツミ公開買付前提条件（2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースにおいて定義されている内容と同じです。以下同じです。）（iii）及び（v）が充足されていること、並びにミネベアミツミ公開買付前提条件（i）、（ii）及び（iv）も充足される合理的な見込みがあることを確認したことから、同日、ミネベアミツミ公開買付けを 2025 年 5 月 2 日より開始することを決定し、その予定である旨の連絡を受けました。

また、当社は、上記協議と並行して、2025 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 30 日までに開催された計 6 回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025 年 4 月 17 日に AP グループに対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEO から当社に対する 2025 年 4 月 21 日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO 取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日付で、当社の取締役会に対して、2025 年 4 月 10 日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする追加答申書を提出いたしました。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025 年 4 月 17 日から同月 18 日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025 年 5 月 1 日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に 2025 年 4 月 10 日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025 年 5 月 1 日、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

ミネベアミツミ公開買付けに対する 2025 年 5 月 1 日時点における当社の意見については、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

その後、YAGEO が、2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースにおいて、公表しましたとおり、YAGEO 公開買付けが 2025 年 5 月 9 日より開始しており、YAGEO は YAGEO 公開買付けにおける公開買付価格を、2025 年 4 月 17 日付で YAGEO が公表しておりました 5,400 円から、6,200 円に引き上げております。

これを受けて、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で公表した企業買収行動指針を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、当社の株主をミネベアミツミ及び AP 又は AP が指定する AP のグループ会社のみとするための取引が、YAGEO 取引に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はありません。以上の事情を踏まえると、当社としては、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。一方で、ミネベアミツミ公開買付価格 5,500 円が、YAGEO 公開買付価格 6,200 円を下

回っていることから、当社及び本特別委員会は、ミネベアミツミに対して、2025年5月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年5月16日に、ミネベアミツミから、YAGEO 公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

この点については、当社としても、YAGEO が公表した YAGEO 予告公表プレスリリースに記載されていた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO 取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO 取引については当社との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えております。

そして、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO 取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO 公開買付届出書等の内容を踏まえ、当社と YAGEO グループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO 取引に対する追加質問を行うこととしました。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO 公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点において YAGEO 公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO 公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする 2025年5月21日付追加答申書を提出いたしました。

そして、当社は、2025年5月21日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年5月21日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においては YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

なお、2025年5月21日時点におけるミネベアミツミ公開買付けに対する当社の意見の詳細は、2025年5月21日付ミネベアミツミ意見変更プレスリリースをご参照ください。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、YAGEO 公開買付けに関する意見表明及びミネベアミツミ公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けに対する意思決定の公正性を担保するために、YAGEO、ミネベアミツミ、本応募合意株主（2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースにおいて定義されている内容と同じです。以下同じです。）、AP グループ及び当社から独立した第三者算定機関として、野村證券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年4月9日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）を取得いたしました。野村證券は、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり、採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから株式の市場株価の動向を

勘案した市場株価平均法を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行いました。本株式価値算定書（野村證券）において、上記各算定方法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

詳細は、2025年4月10日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリース及び2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

市場株価平均法（基準日①）	:	3,135 円～3,279 円
市場株価平均法（基準日②）	:	3,720 円～4,456 円
類似会社比較法	:	2,008 円～3,209 円
DCF法	:	3,355 円～6,428 円

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するにあたり、YAGEO、ミネベアミツミ、本応募合意株主、AP グループ及び当社から独立した第三者算定機関として、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対して、当社株式の株式価値算定書を依頼し、2025年4月9日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（山田コンサル）」といいます。）を取得いたしました。山田コンサルは、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり、採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価法を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行いました。本株式価値算定書（山田コンサル）において、上記各算定方法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

詳細は、2025年4月10日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリース及び2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

市場株価法（基準日①）	:	3,135 円～3,279 円
市場株価法（基準日②）	:	3,720 円～4,456 円
類似会社比較法	:	2,943 円～3,403 円
DCF法	:	3,568 円～5,886 円

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

2025年5月8日付YAGEO 公開買付け開始プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

YAGEO Electronics Japan は、YAGEO 公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、YAGEO 公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があるとのことです。

また、YAGEO 公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、YAGEO 公開買付けの成立後に、下記「（５）YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続（以下「YAGEO スクイズアウト手続」といいます。）が実行された場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となるとのことです。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、YAGEO 公開買付けにおいては、YAGEO 公開買付け成立後にYAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の3分の2以上に相当する当社株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結

果、下記「(5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本株式併合（下記「(5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に係る議案の承認を得られない可能性があるとのことです。しかし、当該承認を得られない場合であっても、YAGEO Electronics Japan は、当社株式の全て（YAGEO Electronics Japan が所有する当社株式（1,000 株）及び当社が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3 分の 2 を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで当社株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定とのことです。YAGEO Electronics Japan は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しているとのことです。YAGEO 公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を完全子会社化する方針を変更しないとのことです。なお、上記追加取得において、YAGEO Electronics Japan が株主の皆様に対して支払う対価は、YAGEO 公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1 株あたり、YAGEO 公開買付価格と同額）とするとのことです。

（5）YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

YAGEO Electronics Japan は、当社を YAGEO Electronics Japan の完全子会社とすることを目的としているため、YAGEO 公開買付けが成立したものの、YAGEO 公開買付けにおいて YAGEO Electronics Japan が当社株式の全て（YAGEO Electronics Japan が所有する当社株式（1,000 株）及び当社が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得できなかった場合のうち、(i) YAGEO 公開買付けの結果、YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 90%以上に相当する当社株式を所有するに至った場合、

(ii) YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上 90%未満に相当する当社株式を所有するに至った場合、(iii) YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上に相当する当社株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、YAGEO は、YAGEO スクイズアウト手続を実施することを予定しており、上記 (i) の場合は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、株式売渡請求を行う予定であり、上記 (ii) 及び (iii) の場合には、当社に対して、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を要請する予定とのことです。YAGEO Electronics Japan は、上記 (iii) の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えているとのことです。

但し、上記 (iii) の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、YAGEO Electronics Japan は、最終的には当社株式の全て（YAGEO Electronics Japan が所有する当社株式（1,000 株）及び当社が所有する自己株式（313,997 株）を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3 分の 2 を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで当社株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定とのことです（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせするとのことです。）。YAGEO Electronics Japan は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しているとのことです。YAGEO 公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を完全子会社化する方針を変更しないとのことです。

なお、上記追加取得において、YAGEO Electronics Japan が株主の皆様に対して支払う対価は、YAGEO

公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、YAGEO 公開買付価格と同額）とするとのことです。

①株式売渡請求

YAGEO Electronics Japan は、YAGEO 公開買付けの成立により、YAGEO Electronics Japan が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、YAGEO Electronics Japan が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、YAGEO 公開買付けの決済の完了後速やかに、YAGEO Electronics Japan をして、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。以下本①において同じです。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。本株式売渡請求においては、当社株式1株あたりの対価として、YAGEO 公開買付価格と同額の金銭を当社の株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、YAGEO Electronics Japan は、その旨を当社に通知し、当社に対して本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承認を要することなく、YAGEO Electronics Japan は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主全員からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

②株式併合

他方で、YAGEO 公開買付けの成立により、YAGEO Electronics Japan が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、YAGEO Electronics Japan は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を遅くとも YAGEO 公開買付けの成立後3ヶ月以内を目途に開催することを、YAGEO 公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催時期等については、YAGEO 及び YAGEO Electronics Japan と当社にて協議の上、決定次第、当社に速やかに公表していただくよう要請するとのことです。なお、YAGEO 及び YAGEO Electronics Japan としては、本臨時株主総会の開催に向けて当社にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に当社にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定とのことです。また、YAGEO Electronics Japan は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合をすることにより当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主（YAGEO Electronics Japan を除きます。）の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を当社又は YAGEO Electronics Japan に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。本端数合計株式の売却価格については、当該売却の結果、YAGEO 公開買付けに応募されなかった当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、YAGEO 公開買付価格に当該当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する

予定とのことです。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、YAGEO Electronics Japan が当社株式の全てを所有することとなるよう、YAGEO 公開買付けに応募されなかった当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定されるよう要請する予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関連法令の定めに従い、当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められているとのことです。上記のとおり、本株式併合においては、YAGEO 公開買付けに応募されなかった当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定とのことです。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、YAGEO 公開買付けに応募されなかった当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、YAGEO 公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、当社に速やかに公表していただくよう要請する予定とのことです。

（6）YAGEO 公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、YAGEO Electronics Japan の親会社である YAGEO は、当社株式を 1,000 株（所有割合 0.01%）保有しているとのことです。YAGEO 公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、YAGEO 公開買付けは公開買付けが当社の役員である公開買付けや、公開買付けが当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しません。

もっとも、当社は、YAGEO 公開買付けが当社の完全子会社化を目的とする YAGEO 取引の一環として行われることに加え、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引が、当社によるマーケット・チェックの結果、ミネベアミツミ取引と択一的な関係にあることを考慮し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

② 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース及び 2025 年 5 月 21 日付ミネベアミツミ意見変更プレスリリースをご参照ください。

- ④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。
- ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース及び 2025 年 5 月 21 日付ミネベアミツミ意見変更プレスリリースをご参照ください。
- 4. YAGEO Electronics Japan と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
2025 年 5 月 8 日付 YAGEO 公開買付開始プレスリリースによれば、該当事項はありません。
- 5. YAGEO Electronics Japan 又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
- 6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
- 7. YAGEO Electronics Japan に対する質問
添付別紙をご参照ください。
- 8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
- 9. 今後の見通し
2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。
- 10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
該当事項はありません。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、YAGEO 公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず YAGEO 公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が YAGEO 公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

YAGEO 公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は YAGEO 公開買付けには適用されないため、YAGEO 公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。YAGEO 公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。YAGEO 公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、YAGEO 公開買付け以外の方法で当社株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。YAGEO 公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。

公開買付者に対する質問

公開買付者に対する質問は以下のとおりです。

なお、本書において、「公開買付者」とは「YAGEO Electronics Japan 合同会社」を、「本公開買付け」とは公開買付者による当社の普通株式を対象とする公開買付けを、「YAGEO」とは公開買付者の親会社である YAGEO Corporation を、「YAGEO グループ」とは YAGEO 及び YAGEO の連結子会社から構成される企業グループを、「本公開買付届出書」とは公開買付者が 2025 年 5 月 9 日に提出した公開買付届出書をそれぞれ意味します。その他本書における略語は、本書における定義にしたがいます。

第 1 株券等の取得に関する許可等について

- (1) 本公開買付届出書の「第 1 【公開買付要領】」の「6 【株券等の取得に関する許可等】」の「(2) 【根拠法令】」の「① 外国為替及び外国貿易法」によれば、公開買付者は、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付けで受理されたものの、2025 年 2 月 28 日に、当社の事業を所管する経済産業省（以下「経産省」といいます。）から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、2025 年 3 月 4 日付で当該届出を取り下げたとのことです。そして、公開買付者は、2025 年 5 月 9 日時点で、外為法第 27 条第 1 項に基づく届出を行っていないものの、同日以降、準備が整い次第速やかに外為法第 27 条第 1 項に基づく届出を行うことを予定しているとのことです。また、公開買付者は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに外為法の手続を完了できると見込んでいるとのことです。当該ご見解・見込みに関して、以下の各事項についてご教示ください。本公開買付けの実現可能性を検証するために重要な質問となりますので、真摯なご回答を宜しくお願い致します。
- ① 公開買付者が 2025 年 2 月 6 日付で行った外為法第 27 条第 1 項に基づく届出につき、経産省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったとのことです。経産省より当該連絡があった理由を詳細かつ具体的にご教示ください。
- ② 公開買付者による 2025 年 2 月 6 日付の外為法第 27 条第 1 項に基づく届出につき、経産省から公開買付者、その親会社である YAGEO 又は YAGEO グループに対して行われた質問、資料請求、指導、勧告等の内容を詳細かつ具体的にご教示ください。
- ③ 公開買付者による外為法第 27 条第 1 項に基づく届出の現在の状況（届出済か否か、届出未了の場合は届出時期の見通し、及び再届出にあたって経産省との間で公開買付者が負う誓約事項の内容を協議している場合はその内容を含みます。）をご教示ください。
- ④ 公開買付者が既に外為法第 27 条第 1 項に基づく再度の届出を行っている場合には、当該届出に関する経産省からの質問、資料請求、指導、勧告、審査の状況・進捗、承認時期の見通し等の内容を詳細かつ具体的にご教示ください。
- ⑤ 上記①、②及び④を踏まえ、公開買付者が公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに外為法の手続を完了できると考える理由（待機期間が延長され又は対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告がされる可能性がある場合には、その見込みと当該場合であっても外為法の手続を完了できると考える理由を含みます。）を詳細かつ具体的にご教示ください。第一次回答書によれば、YAGEO は、当社から第一次質問書を受領するまで、当社が軍事用、航空宇宙分野で使用される製品を製造していることを把握しておらず、今後当該事業について当局と会話の上で対応を検討するとのことです。現

時点における当該対応の検討状況及び当局審査の状況について詳細かつ具体的にご教示ください。

- ⑥ 公開買付者は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに外為法の手続を完了できると考えているとのことですが、当該法律事務所の名称とその見解及び当該見解の具体的な根拠を詳細かつ具体的にご教示ください。
- (2) 本公開買付届出書の「第1 【公開買付要領】」の「6 【株券等の取得に関する許可等】」の「(2) 【根拠法令】」の「② 公司国外投資処理弁法」によれば、公開買付者は、2025年5月9日付で、台湾の公司国外投資処理弁法（台湾における対外投資規制）に基づき管轄当局に届出を行い、現地の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までには本株式取得に係る承認を取得できると見込んでいるとのことですが、当該ご見解・見込みに関して、以下の各事項についてご教示ください。本公開買付けの実現可能性を検証するために重要な質問となりますので、真摯なご回答を宜しくお願い致します。
- ① 公開買付者が2025年2月5日に公表した「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「予告プレス」と言います。）では、同日以降、2025年2月中旬までの間に届出を行う予定としていたところ、届出を5月9日まで行わなかった理由についてご教示ください。
- ② 公開買付者が2025年5月9日付で行った台湾の公司国外投資処理弁法に基づく届出につき、公開買付者が公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに承認を取得できると考える理由及び検討プロセスを詳細かつ具体的にご教示ください。なお、予告プレスでは、2025年2月中旬までの間に届出を行うことを前提として、2025年5月下旬までに完了見込予定と記載されています。従って所要期間については、3か月半を見込んでいることから、5月9日に届出を行ったとすると、8月下旬までかかる相応の可能性があると思われるところ、具体的に何時承認を取得できるとお考えかご教示ください。
- ③ 台湾の公司国外投資処理弁法（台湾における対外投資規制）に基づく申請については、当局が承認を行う期限について明確に定められていないため、公開買付期間中に承認を取得できない可能性が存在し、特に対象会社が中国に子会社を持つ場合、審査が慎重になり長期化する可能性があるものと理解しています。この点についてYAGEO及び現地の法律事務所のお考えをご教示ください。
- ④ 公開買付者は、現地の法律事務所のアドバイスに基づき公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに承認を取得できると考えているとのことですが、当該法律事務所の名称とその見解及び当該見解の具体的な根拠を詳細かつ具体的にご教示ください。
- (3) 本公開買付届出書の「第1 【公開買付要領】」の「6 【株券等の取得に関する許可等】」の「(2) 【根拠法令】」の「③ ドイツ競争制限禁止法」及び「④ オーストリア競争法」によれば、前者の手続に関しては、2025年4月17日（現地時間）付で、連邦カルテル庁から本株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知が発出され、公開買付者は、同日付で当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しており、また、後者の手続に関しては、2025年4月25日23時59分（現地時間）までに、オーストリア競争当局から本株式取得の実行が可能である旨の承認確認書が発出され、公開買付者は、2025年4月28日付で当該確認書を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しているとのことですが、公開買付者による競争法上の手続に関して、以下の各事項をご教示ください。本公開買付けの実現可能性を検証するために重要な質問となりますので、真摯なご回答を宜しくお願い致します。

- ① 第一次回答書によれば、「日本については、YAGEO グループの日本における連結売上高が届出基準に達しておらず、本件取引について公正取引委員会への届出が不要であることを確認しております。」とございましたが、最終的に日本における独占禁止法上の手続を不要と判断した理由及び検討プロセスを詳細かつ具体的にご教示ください。特に届出要否の検証に使用した YAGEO グループの日本における連結売上高及び当該売上高の算出に使用した為替レートについて具体的にご教示ください。
 - ② 公開買付者が競争法上の届出等の対応の要否を検討したドイツ及びオーストリア以外の対象国及び地域をご教示ください。併せて、当該国及び地域における対応を不要と判断した理由及びその検討のプロセス（法律事務所からの見解を取得している場合には、法律事務所の名称とその見解及び当該見解の具体的な根拠を含む。）を詳細かつ具体的にご教示ください。
 - ③ 本株式取得について、日本の独占禁止法上の届出等が必要ない場合であっても、公正取引委員会が、任意に企業結合審査を行うことができる場合があるところ、本株式取得により、特定の市場における競争を実質的に制限することとなること等により、日本の独占禁止法に違反することとなることがないかどうかご教示ください。また、本株式取得が日本の独占禁止法に違反しないとご判断されるのであれば、その理由及び検討のプロセス（法律事務所からの見解を取得している場合は、法律事務所の名称とその見解及び当該見解の具体的な根拠を含む。）を詳細かつ具体的にご教示ください。
- (4) 本公開買付届出書の「第 1 【公開買付要領】」の「6 【株券等の取得に関する許可等】」の「(2) 【根拠法令】」によれば、公開買付者が当社に対する公開買付けを実行するにあたり取得すべき許可等は、外為法、台湾の公司国外投資処理弁法、ドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく許可等とのことですが、かかる許可等の他に取得すべき許可等の有無について、公開買付者の見解及び当該見解に至る検討のプロセス（法律事務所からの見解を取得している場合は、法律事務所の名称とその見解及び当該見解の具体的な根拠を含む。）をご教示ください。本公開買付けの実現可能性を検証するために重要な質問となりますので、真摯なご回答を宜しくお願い致します。

第 2 当社とのシナジーについて

当社が YAGEO に対して 2025 年 2 月 26 日に送付した質問状及び 2025 年 3 月 19 日に送付した質問状（以下、それぞれ「第一次質問状」及び「第二次質問状」といいます。）に対する YAGEO からの回答（以下、第一次質問状に対する回答書を「第一次回答書」、第二次質問状に対する回答書を「第二次回答書」といいます。）のうち、公開買付者からの回答内容に関する以下の質問（本公開買付届出書の内容に応じて、質問状記載の内容から一部調整しております。また、一部の質問については、関連する質問を付加しております。）について、それぞれご回答ください。

- (1) 回路保護事業の統合について、第二次回答書においては、「2 つの事業の連携は検討事項の 1 つですが、すべての利害関係者にとってこれが最も理にかなっているか、貴社とさらに議論する必要がございます。」と回答いただき、また 2025 年 4 月 2 日において実施した両者面談において「当初はそうのように考えていたが、YAGEO は営業戦略を常に調整・発展させており、両者の製品は、技術やクライアントの好み等、様々な点で異なることから、現在は考えを変えている」旨ご発言いただいたと理解しておりますが、2025 年 5 月 8 日に YAGEO が公表した「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においては、「YAGEO は NTC の開発・製造・販売だけでなく、回路保護事業やセンサ事業全体（売上高 4 億ドル）を本取引後に対象者に統合する方針です。」と記載されております。本取引後の当社と回路保護事業の統合に関する方針について、詳細をご回答ください。また、当社が 2025 年 4

月 23 日に公表した「YAGEO Corporation による公開書簡に対する当社の見解について」でご説明させていただいた通り、当社はサーミスタの汎用品を取り扱っておらず、当社製品が回路基板と一緒に使用されることは殆どございません。それにも関わらず、回路保護事業との統合にこだわられる理由、当社が取り扱っていないサーミスタの汎用品の事業を始めることを計画されているのかご教示ください。

- (2) YAGEO の有する技術力について、第二次回答書において、以下のとおり、回答がなされましたが、具体的に YAGEO の有するどのような技術が当社の製品開発や設計にシナジーがあるか、例示の上、ご回答ください。

「包括的な技術：R&D、材料、プロダクト設計、製造プロセスにおける技術力が含まれます。最も重要な点として、顧客ニーズを短時間で高品質かつコスト効率の高い製品に転換する開発プロセスも挙げられます。このエンド・ツー・エンドの技術融合により市場の要求に迅速かつ正確に対応することが可能になります。」（第二次回答書 P. 5）

- (3) YAGEO の保有する製造拠点及び生産ノウハウの活用について、第二次回答書（P. 31）において自動化、歩留まり改善技術、在庫最適化など、既存の施設からのベストプラクティスの共有と品質システム、新しい効率的な機械、ワークフローを合理化するためのサプライチェーン統合への投資をする旨の回答がありましたが、当社の海外製造拠点においては、多品種少量生産の製品について精密な作業が要求される組立工程を現地の労働力を利用し行っており、自動化が課題と考えています。YAGEO において同様の工程を自動化した事例や YAGEO の考える自動化の方法や考えについて、詳細をご回答ください。
- (4) 第二次回答書及び 2025 年 4 月 23 日に公表した「YAGEO Corporation による公開書簡に対する当社の見解について」でご指摘させていただいたとおり、YAGEO による当社とのシナジーのご説明は、研究開発、製造技術、販売機能に関し、歴史があり強化している、優れている旨の一般的、抽象的なご説明に終始されており、当社としては、YAGEO のこれらの機能のうち、具体的に何の技術、機能が当社とのシナジー創出に貢献できるかについて理解できず、YAGEO の製品構成等を総合的に考慮し、YAGEO とのシナジー創出は限定的であるとの評価をしております。この点に関し、YAGEO の 2025 年 5 月 8 日に公表された「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においても、当社とのシナジーについて、2025 年 2 月 5 日に公表された「YAGEO Corporation が設立予定の中間持株会社による株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」と一言一句同一であり、当社からの指摘に対し真摯に対応されているとは考えられません。当社は、特に開発、製造に関し、ミネベアミツミと比べシナジーが大きく異なると考えていることから、具体的なシナジーの説明を改めてお願いいたします。また当社からの指摘に対し、第二次回答書以降、YAGEO 内でどのようなご検討がなされたのかのご説明をお願いいたします。
- (5) 2025 年 5 月 13 日付で YAGEO ホームページに掲載された「YAGEO、芝浦電子が YAGEO グループに加わることによる、芝浦電子のさらなる成長とシナジー創出についての考えを改めて説明」において、「芝浦電子と YAGEO とが一体となることで生み出されるシナジーおよび経営統合後の具体的な計画について YAGEO は、芝浦電子から複数回に渡って頂戴したご質問に真摯に回答申し上げるだけでなく、芝浦電子との直接の面談や双方がお互いの生産拠点を訪問する中で真摯にご説明しようとして参りました。その前提で 4 月 2 日には両社で守秘義務契約を締結いたしました」と記載いただいておりますが、既に申し上げているとおり、YAGEO からの回答は常に一般的、抽象的なご説明であり、2025 年 4 月 2 日の両者面談においても当社が満足できる回答は頂いていません。また、同日質問状の一部についてはスクリーン投影の上、口頭で回答があったものの、十分内容を理解するために同日の面談で使用された資料の共有を依頼しました

が、未だにご提供いただいております。守秘義務契約締結後に関わらず、資料の共有を拒否されている理由、本当に当社の質問に対し真摯に回答いただく意思があるのかについてご教示ください。

第3 公開買付価格について

- (1) YAGEO は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である信佑聯合會計師事務所に対し、買付条件を変更する以前には、2025 年 2 月 5 日付及び 2025 年 4 月 15 日に、YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していたとありますが、2025 年 5 月 8 日に買付条件を変更し、公開買付価格を 6,200 円に変更した際には、フェアネス・オピニオンを新たに取得していない理由について、ご教示ください。また、その理由が 2025 年 4 月 15 日に取得した意見書において、一定のレンジ幅で買付価格の公正性についての意見書を取得している場合には、当該レンジの開示をお願いいたします。
- (2) YAGEO が提示された新たな公開買付価格（6,200 円）は、いかなる事業計画を基礎にいかなるバリュエーション手法で算定されたものか詳細にご教示ください。その際、当該事業計画に統合後のシナジーを織り込んでいる場合、それらのシナジーの具体的内容及びそれぞれの定量的影響についても詳細にご教示ください。なお、ミネベアミツミ株式会社は、2025 年 5 月 1 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」において、同社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券から取得した株式価値の算定結果を開示しております。当社の株主の検討にあたり、また YAGEO の株主に対する YAGEO の善管注意義務を果たす観点からも少なくとも同程度の開示が望ましいと考えます。

第4 第一次質問状及び第二次質問状の回答内容について

- (1) 第一次回答書及び第二次回答書に記載されている公開買付け後の当社の経営に関する事項について、回答内容に変更はないか、ご回答ください。特に、下記の事項につきまして、変更がないかをご回答ください。
 - ① 当社経営の独立性について
 - 「スムーズな移行を確実なものとするため、当社は常に、可能な限り独立した経営を維持しようと努めています。当社は、すべての利害関係者にとって最適なものは何かを見極めるため、買収先企業と密接に協力してビジネス及び買収先企業をよりよく理解するようにしています。」（第一次回答書 P. 6）
 - 「本取引後の経営体制及び経営方針について、YAGEO は現経営陣の独立性を尊重します。そのため、最適な経営方針、経営体制、組織体制については、貴社との協議を踏まえて、貴社企業価値向上の観点から決定をしていくことを想定しております。」（第一次回答書 P. 39）
 - 「YAGEO は、あらゆる健全な企業や部門の日常業務に干渉することを目的としておりません。成功に必要なリソースを提供しつつも、貴社には一定の独立性を維持していただくことを望んでおります。」（第一次回答書 P. 42）
 - 「自律的な経営：買収先企業における自律的な経営を一定程度維持することの重要性を認識しています。自律的な経営により買収先企業が広義な YAGEO のフレームワークを導入しつつ、効率的な運営を行うことが可能になります。」（第二次回答書 P. 9）
 - ② 社員の雇用維持・当社への役員派遣について
 - 「PMI を行うにあたって、YAGEO は買収先企業の経営陣と従業員を維持し、事業や既存顧客の維持と満足度への負の影響を避け、すべての機能を円滑に移行し、従業員の士

気とエンゲージメントを維持することを目指します。」(第二次回答書 P. 10)

- 「YAGEOは、その株主に対する責任を負う上場企業として、そのグループ企業については、一定程度のガバナンスが確保される最小限の体制を構築することが必要であると考えております。ただし、これは、YAGEOの現経営陣の独立性を尊重する方針に相反するものではないと考えております。実際に、トーキンの役員構成もトーキンの経営陣との議論に基づき決定されているものです。また、上記を踏まえれば、YAGEOが現時点においては、役員派遣に対する考え方に特段変更がない点、ご理解いただけますと幸いです。」(第二次回答書 P. 44)

③ 当社の商号・企業カルチャー、ブランドについて

- 「ブランドの維持に加え、YAGEOや買収先企業の従業員にとって最善の利益となるような人材・経営の維持を常に目指しています。」(第一次回答書 P. 6)
- 「YAGEOは、貴社の従業員も含めたステークホルダーの利益も重視しており、貴社従業員の雇用は原則維持する方針です。そして、貴社が YAGEO グループと共に成長し続ける企業になっていただくために、貴社従業員の雇用の原則維持のみならず、貴社がこれまで培ってきた優れた企業文化についても維持したいと考えており、その企業文化の担い手である貴社従業員の皆様にも、高いモチベーションと希望をもって、主体的にご活躍いただけるよう、尽力したいと考えております。」(第一次回答書 P. 38)
- 「YAGEO といたしましては、NTC サーミスタ業界における貴社の強いブランド力を踏まえ、その価値を最大化すべくブランドは維持する方針です。」(第一次回答書 P. 39)
- 「YAGEO のコアバリューの一つとして、インクルーシブなカルチャーを構築することがあります。標準化されたアプローチを画一的に適用するのではなく、買収先企業のユニークなカルチャーを認識し、尊重します。」(第二次回答書 P. 9)
- 「インクルーシブなカルチャーと人材のリテンション：我々は買収先企業の従業員による貢献を評価できるようにインクルーシブなカルチャーを積極的に構築しています」(第二次回答書 P. 9)
- 「トーキンが一定の独立性を維持していることと同様、大前提として YAGEOは、貴社の文化、組織、環境を尊重いたします。」(第二次回答書 P. 46)

④ 当社の事業拠点の移転及び統廃合について

- 「大前提として、YAGEOは日本国内で製造規模縮小や人材削減を行う考えはございません。」(第一次回答書 P. 21)
- 「以下、貴社の具体的な拠点ごとの詳細な情報がございませんので、原則的な考え方を説明させていただきます。上記の通り、日本から海外へ移転する予定はございません。」(第一次回答書 P. 22)
- 「統合戦略として工場閉鎖を考えていません：PMI において芝浦電子の工場を閉鎖することを計画していないことを明確に伝えたいと思います。」(第二次回答書 P. 8)

⑤ 人材管理・雇用維持について

- 「大前提として、YAGEOは日本国内で製造規模縮小や人材削減を行う考えはございません。」(第一次回答書 P. 21)
- 「YAGEOは、貴社の従業員も含めたステークホルダーの利益も重視しており、貴社従業員の雇用は原則維持する方針です。そして、貴社が YAGEO グループと共に成長し続ける企業になっていただくために、貴社従業員の雇用の原則維持のみならず、貴社がこれまで培ってきた優れた企業文化についても維持したいと考えており、その企業文化の担い手である貴社従業員の皆様にも、高いモチベーションと希望をもって、主体的にご活躍いただけるよう、尽力したいと考えております。」(第一次回答書 P. 38)
- 「HR：人財管理の観点で優秀な人材のリテンションと効果的な管理が最も重要度が高い要素の一つであるため、YAGEOは買収先企業の従業員の雇用の安定性及び継続性が重要であることを認識しています。したがって、買収先企業の人事ポリシーとプラクティ

スは継続されます。」(第二次回答書 P. 7)

⑥ 労働組合について

- 「YAGEO グループは各国に労働組合がありますが、それぞれが現地の規制と慣行に準拠しています。各法人は、現地の要件に従って組合関係を管理しています。貴社がYAGEO グループに加わった場合にも、労働組合に関しては、同原則に従って取り扱われる予定です。」(第一次回答書 P. 12)

⑦ 当社の組織、機関設計や意思決定体制、決算期や会計基準について

- 「なお、組織内再編についても同様に、貴社との協議を踏まえて、最適な方針及び計画を決定していく想定です。」(第一次回答書 P. 38)
- 「現時点では機関設計や意思決定体制の変更、決算期や会計基準の変更について具体的な計画はございません。本取引後のガバナンス体制及び財務管理体制については、貴社とも協議のうえ、柔軟に検討及び設計してまいりたいと考えております。」(第一次回答書 P. 39)

⑧ 事業運営・事業計画について

- 「当社は、貴社の現在の中期計画を尊重し、よく理解しております。YAGEO の規模と顧客リーチ及び財務リソースを考慮すると、当社は、貴社がこの熟考された計画を実行する上で、貴社にとってさらなる確実性及びアップサイドを容易に提供することができます。」(第一次回答書 P. 19)
- 「また、貴社が重要な市場のトレンドや機会を逃さないよう、様々な市場の重要な顧客とより戦略的なパートナーシップを結び、CAPEX を投下することもできます。」(第一次回答書 P. 19)
- 「貴社の「中期経営計画 2024-2026」の支援に向けて YAGEO ができることについては、YAGEO が 2025 年 2 月 5 日に公表した「株式会社芝浦電子(証券コード 6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ(補足資料)」の 16-20 頁をご参照ください。YAGEO は、YAGEO の強みを活かして、各成長段階で貴社をサポートしていきます。」(第一次回答書 P. 19 及び同 P. 25)
- 「事業運営方針については、(15)のとおり、YAGEO は現経営陣の独立性を尊重しておりますので、貴社との協議を踏まえて、最適な方針及び計画を決定をしていくことを想定しております。」(第一次回答書 P. 38)
- 「統合後の事業計画／投資計画／資金繰り計画(資本政策及び配当政策を含む)については、弊社の一存で決めるべきことでなく、全体の経営方針と併せて、貴社と協議して柔軟に決定したいと考えております。この点、ご入用に応じて別途協議する機会を設けていただければと考えます。」(第一次回答書 P. 38)
- 「なお、資金計画については、貴社における更なる研究開発及び製造能力拡大に際して、YAGEO としては、貴社の成長を支えるために、追加の財務リソースを提供します。」(第一次回答書 P. 38)
- 「当社は、貴社とその経営陣が成果を上げることをサポートするために、財務やCAPEX を含む必要なリソースを提供する準備ができています。」(第二次回答書 P. 31)

以 上